

法律相談事例 詳細解説

講師：弁護士 佐藤貴美

毎月実施している電話による会員限定の法律相談の中から共通の問題をピックアップし、注意点や対応などを佐藤貴美先生に詳しく解説してもらいます。

テーマ①

駐車場を賃貸しているが、契約者ではない者の自動車を止めている、あるいは契約終了後も自動車を止まっているといった状態にある。早期の明渡しや自動車の処分を実現したいが、どうすればよいか。

問題の背景と基本概念

駐車場は、最近の道路交通法の改正などを受けて、土地の有効活用の一環としてますます注目を集めています。

駐車場の賃貸も不動産の賃貸契約関係であって、契約当事者間、あるいは契約当事者であった者との間の問題については、民法上の賃貸借の法律関係になります。なお、駐車スペースそのものが建物の一部であり、構造壁等で仕切られていて、独立性を有する場合には、建物賃貸借の一部と評価されることがあります。

ますが、一般的には、建物所有目的ではない土地の賃貸借等として、借地借家法の適用はありません。

ですが、一般的には、建物所有目的ではない土地の賃貸借等として、借地借家法の適用はありません。

法的関係の検討と具体的な対応

駐車場を占拠している自動車については、その所有者または占有者と、駐車場のオーナーとがどのような関係にあるかによって出発点が異なります。

そこで

《ケース1》

もともと使用契約を締結していた者との場合で本人と連絡がとれるケース

(1) 契約関係の有効な終了

もともと駐車場オーナーと自動車所有者（占有者）が使用契約を結んでいた場合、まずはその契約関係が有効に終了しているかの確認が必要です。

もともと駐車場オーナーと自動車所有者（占有者）が使用契約を結んでいた場合、まずはその契約関係が有効に終了しているかの確認が必要です。

《ケース2》

もともと使用契約を締結していた者との場合で本人と連絡がとれないケース

もともと駐車場オーナーと自動車所有者（占有者）が使用契約を結んでいた場合、まずはその契約関係が有効に終了しているかの確認が必要です。

(2) 当事者からの解約申入れ

賃貸借契約の終了原因には、「契約期間満了（更新なし）」、「当事者からの解約の申入れ」、「相手方の債務不履行等による契約解除」などがあります。駐車場使用契約は、前述のとおり借地借家法の適用がない、かつ、賃借人の居住の保護等の要請がないことから、一般の土地建物の賃貸借契約に比べて、それ

ぞれについて終了が容易になります。

① 契約期間満了の場合

法定更新制度はありません。ただし、民法上の「更新の推定」という制度は適用されますので（民法619条）、契約期間満了前の一定期間内に「契約終了」の通知をしておくとともに、万が一契約期間満了後も賃借人が使用を継続していれば、直ちに「契約は終了していて、貴方は使用することはできない」といつた趣旨の「異議」を述べる必要があります。この「異議」は、後日紛争になつたときに備えて書面で送つておくことが大切でしょう。

駐車場と明渡し問題